

江別市では、より一層の市民サービスの向上を図るため新たな財源を確保することを目的に、納税通知書等発送用封筒（以下「封筒」という。）を活用し広告事業を行う。

ついては、封筒広告掲載事業を一般競争入札で行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年9月1日

江別市長 後 藤 好 人

記

1 入札に付する事項

(1) 事業名

令和9年度納税通知書等発送用封筒広告掲載事業

(2) 封筒の作成枚数及び広告掲載期間

封筒は、126,000枚以上作成するものとし、次に掲げる令和9年度分江別市納税（納入）通知書等を発送する際に使用する。

ア 市道民税納税通知書

イ 軽自動車税納税通知書

ウ 国民健康保険税納税通知書

エ 介護保険料納入通知書

オ 後期高齢者医療保険料納入通知書

作成枚数は令和9年度発送見込みの数である。なお、令和9年度の納税者数によっては、作成した封筒の全てを使用しない場合がある。

(3) 広告掲載料 最低基準価格は、138,600円（税込）とする。

(4) 広告媒体の仕様 仕様書のとおりとする。

(5) 広告原稿の作成費用 掲載しようとする広告（デザイン・版下及びデータ）の作成にかかる費用は広告主の負担とする。

2 入札参加申請に必要な条件

当該事業の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

(1) 江別市内に本店又は支店等を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 江別市広告掲載要綱（平成18年9月29日市長決裁。以下「掲載要綱」という。）第3条の規定に適合する広告であること。

(4) 掲載要綱第5条の規定に該当しない事業者であること。

(5) 封筒に掲載する広告内容として不適当でないものであること。

- (6) 市税を滞納している者でないこと。
- (7) 江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けていないこと。

3 入札の参加申請

当該事業の入札参加を希望する者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び添付書類

ア 江別市納税通知書発送用封筒広告掲載申込書

（江別市納税通知書等発送用封筒広告掲載基準（平成29年9月8日総務部長決裁。以下「掲載基準」という。）に定める第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）

イ 掲載しようとする広告の素案原稿

（申込み時点での広告内容は、イメージデザイン可。広告主として決定後に掲載内容の変更可能とする。）

ウ 現年度分の市税納税証明書（市税全税目）

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
（郵送可。令和8年10月30日の消印有効）

(3) 広告掲載申込書の配布及び提出先

ア 江別市総務部財務室市民税課市民税係

住所 江別市高砂町6番地

電話 011-381-1012（課直通）

イ 江別市ホームページ（配布のみ）

なお、広告掲載申込書の配布はこの告示の日から行う。

(4) 入札参加資格の確認結果

広告掲載申込書の提出に基づき確認した結果については、令和8年11月6日（金）までに一般競争入札参加資格確認通知書（掲載基準に定める第2号様式。以下「通知書」という。）により申込者に通知する。

(5) その他

ア 申込書類等にかかる費用は申込者負担とする。

イ 提出された資料等は申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書類は返却しない。

エ 広告掲載申込書を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該事業の入札に参加することができない。

4 入札保証金

入札保証金については、規則第6条の規定に基づき、見積金額の100分の5以上の額（1円未満切上げ）を納付しなくてはならない。ただし、申込者が規則第7条第4項第2号に該当する場合は、入札保証金を免除する。

(1) 納付方法及び納付期限

銀行振込で令和8年11月13日（金）まで

<振込口座>

金融機関：北洋銀行 支店名：江別中央支店

金融機関コード：0501 支店コード：317

口座名義：江別市会計管理者 フリガナ：エベツシカイケイカンリシャ

預金種別：普通 口座番号：0061752

(2) 入札保証金の取り扱い

入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、指定された口座に還付する。

落札者の入札保証金は、契約締結する際の契約保証金に充当する。

(3) その他

ア 期限までに入札保証金の納付がない場合は、入札に参加できないものとする。

イ 期限までに入札保証金の納付が確認できない場合、当市から電話等により状況確認する場合がある。

5 入札の執行の日時及び場所

(1) 日時：令和8年11月18日（水）午前10時00分

(2) 場所：江別市役所本庁舎2階西棟会議室1号

6 入札方法等

(1) 入札は郵便により行い、通知書により通知する際に、次に掲げる事項を併せて通知する。

ア 入札書の送付方法

イ 入札書の到達期日

ウ 入札書の送付先

エ 立会人の選定に関する事項

オ その他必要と認める事項

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者は、入札価格が最も高い者とする。この場合において、入札価格が最も高い申込者が複数あったときは、抽選により落札者を決定する。

(4) 落札者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消し、当該者に通知する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

- (3) 申込書類等について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 1 の(3)の最低基準額を下回る入札

8 契約保証金

契約保証金については、規則第28条第1項の規定に基づき、当該事業に係る契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、落札者が規則第28条第4項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

9 契約書作成の要否 要する。

10 広告掲載料の納付

広告掲載の決定通知を受けた者は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

11 その他

- (1) 入札参加者は、規則及び掲載要綱その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 今回掲載予定の広告については、令和9年度当初賦課分より使用するものとし、これより前の発送については、前年度に作成した封筒を使用することとする。